ISSB Update 2022 年 9 月

ISSB Update は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、作業計画で見ることができる。IFRS®サステナビリティ開示基準に関する ISSB の最終的な決定は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

ISSB は、2022 年 9 月 20 日から 23 日にフランクフルトにて会議を行った。

関連情報：

- 原文はこちら
- ISSB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら

目次

リサーチ及び基準設定

- 全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）及び気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）

戦略及びガバナンス

- IASB Update（アジェンダ・ペーパー5）

リサーチ及び基準設定

全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）及び気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）

ISSB は、2022 年 9 月 20 日から 23 日に以下について会議を行った。

- 公開草案 IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1 基準案）及び公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」（S2 基準案）に対するコメントの要約の議論
- S1 基準案及び S2 基準案の再審議に向けて提案された計画についての議論
- S1 基準案及び S2 基準案を修正し、さまざまな能力及び準備状況の企業が潜在的な負荷を軽減しつつこれらの提案を適用できるようにするメカニズムを導入することの検討。これらのメカニズムは、スケーラビリティ（scalability）に対処するためのメカニズムとして言及される。
- S2 基準案におけるファイナンスに係る排出（financed emissions）及びファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）に関する提案に対してフィードバックで提起された事項、及びそのフィードバックを受けての再審議のために提案された予備的アプローチについての議論

コメントの要約（アジェンダ・ペーパー3A 及び 4A）

ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案に関するコメントレター及びサーベイへの回答で提供されたフィードバックについて議論した。

ISSB は何も決定を求められなかった。

再審議への計画（アジェンダ・ペーパー3B 及び 4B）

ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案をどのように再審議すべきか議論した。特に、ISSB は、再審議への全般的なアプローチはどうあるべきか、再審議のための具体的なトピック、及びプロジェクトの時期について検討した。

ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案の両方について再審議するトピックを以下のとおり暫定的に決定した。

a. スケーラビリティ（scalability）
b. サステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）

ISSB は、S1 基準案について再審議するトピックを以下のとおり暫定的に決定した。

a. 企業価値
b. 要求される報告の幅
c. 「重大な（significant）」サステナビリティ関連のリスク又は機会
d. 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示（他の基準設定主体のマテリアルの使用を含む）
e. 重要性（materiality）評価の適用
f. つながりのある情報
g. 報告の頻度

ISSB は、S2 基準案について再審議するトピックを以下のとおり暫定的に決定した。

a. 戦略及び意思決定（移行計画を含む）
b. 気候レジリエンス
c. 温室効果ガス排出
d. 産業別要求事項（ファイナンス及びファシリテーションに係る排出を含む）

10 名の ISSB メンバー全員がこの決定に同意した。

スケーラビリティ（scalability）（アジェンダ・ペーパー3C 及び 4C）

ISSB は、さまざまな能力及び準備状況である世界中の企業が S1 基準案及び S2 基準案を適用するために、さらにどのような検討を行うことができるかを議論した。この問題に対処するために ISSB が使用しうるメカニズムは、スケーラビリティ（scalability）に対処するためのメカニズムとして言及される。ISSB は、識別されたスケーラビリティ（scalability）の課題に対応するために、どのメカニズムが適切かを評価するために使用される要因を検討した。

ISSB は、関連する場合、開示要求についてスケーラビリティを考慮することができる（scalable）メカニズムを識別するべきであることを暫定的に決定した。特に、ISSB は、以下について検討した。

a. スケーラビリティ（scalability）に関連する具体的な規準（criterion）に基づいて、企業が特定の開示を行うことを要求されない（又は適用がより簡素な（simpler）代替的な開示を行うことを要求される）ように、提案されている開示要求を修正するかどうか
b. 開示ができない（unable to provide a disclosure）という規準を満たす企業が、その規準をどのように満たしているかを説明することを要求されるように、提案されている開示要求を修正するかどうか
c. 作成者の基準適用を支援するためのマテリアル（ISSB が適用を支援するためのガイダンスを提供することを含む）を提供するかどうか
d. 作成者の基準適用を支援するためのマテリアル（適用を支援するためのさらなるガイダンス、測定方法及び計算のインプットのためのリソースとして、他のサステナビリティ関連のプロトコル、フレームワーク及びガイダンスを参照することを含む）を提供するかどうか
e. 移行期間において法域で使用できるような「基本的な（basic）」及び「発展的な（advanced）」要求事項を識別することにより、提案されている開示要求を修正し、企業によって適用を区別するかどうか

ISSB は、具体的なスケーラビリティ（scalability）の課題に対応するために、どのメカニズムが適切であるかを評価するための要因を暫定的に決定した。

a. スケーラビリティ（scalability）の課題が一時的なものか（すなわち過渡的なものか）、又はより恒久的なものか（例えば、データの入手可能性に起因するものか）
b. スケーラビリティ（scalability）の課題を有する企業がどの程度具体的に識別されるか
c. 市場のガイダンス、方法、業界慣行及び技法（techniques）がどの程度利用可能か
d. 開示要求を支える基礎となる方法及び技法の成熟度

10 名の ISSB メンバー全員がこの決定に同意した。

ファイナンス及びファシリテーションに係る排出（アジェンダ・ペーパー4D）

ISSB は、S2 基準案におけるファイナンス及びファシリテーションに係る排出に関する提案に対してフィードバックで提起された事項、及びそのフィードバックを受けての再審議のために提案された予備的アプローチについて議論した。

ISSB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

今後の会合で、ISSB は以下を行う。

a. S1 基準案及び S2 基準案に対するフィードバックに関する議論の継続
b. プロジェクトの提案事項の再審議の開始
c. 特定のスケーラビリティ（scalability）の課題に対処するために使用するメカニズムの決定
d. ファイナンス及びファシリテーションに係る排出に関して提案された開示の再審議の継続

戦略及びガバナンス

IASB Update（アジェンダ・ペーパー5）

アンドレアス・バーコウ IASB 議長は、IASB の活動に関する最新情報を提示した。

ISSB は何も決定を求められなかった。